

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」には、出席停止の期間が定められています。この期間は、学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童生徒は出席停止となります（出席停止により休んだ期間は、欠席扱いにはなりません）。

「学校において予防すべき感染症」（裏面）の可能性がある場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

出席停止の期間は、疾病別に定められていますが、症状・体質など個人差に応じて医師による判断をお願いすることもあります。回復して、初めて登校する際には、必ず医師の指示に従ってください。（「登校届」は、保護者が記入し、登校時にご提出ください）。

---

## 登校届

東京都立練馬特別支援学校長 殿

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

下記の疾患について、\_\_\_\_月\_\_\_\_日に医師の診断を受けたので、  
\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで登校できませんでした。  
本日より登校させますので連絡いたします。

病 名：\_\_\_\_\_

受診した医療機関名：\_\_\_\_\_

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

保護者名\_\_\_\_\_印